

栃木県規則第四十八号

健康増進法施行細則を次のように定める。

平成二十二年十二月十四日

栃木県知事 福田 富一

健康増進法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、健康増進法(平成十四年法律第百三号。以下「法」という。)の施行に関し、健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(国民健康・栄養調査世帯の指定)

第二条 省令第二条第二項の規定による通知は、国民健康・栄養調査世帯指定通知書(別記様式第一号)により行うものとする。

(特定給食施設の届出)

第三条 法第二十条第一項の規定による届出は、特定給食施設開始(再開)届(別記様式第二号)により行うものとする。

2 法第二十条第二項の規定による届出は、変更を生じたときにあつては特定給食施設変更届(別記様式第三号)により、事業を休止し、又は廃止したときにあつては特定給食施設休止(廃止)届(別記様式第四号)により行うものとする。

(管理栄養士必置施設の指定等)

第四条 法第二十一条第一項の規定による指定は、管理栄養士必置施設指定通知書(別記様式第五号)により行うものとする。

2 知事は、法第二十一条第一項の規定により指定した特定給食施設が省令第七条各号に該当しなくなったときは、管理栄養士必置施設指定取消通知書(別記様式第六号)によりその指定を取り消すものとする。

(給食の実施状況の報告)

第五条 知事は、法第二十四条第一項の規定により、特定給食施設の管理者に対し、毎年五月及び十一月に実施した給食について、別に定める報告書によりそれぞれの翌月の十五日までに報告を求めることができる。

(書類の経由)

第六条 法第二十六条第二項の規定により厚生労働大臣に提出する申請書は、同条第一項の許可を受けようとする者の営業所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

2 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する届出書又は報告書は、その届出又は報告に係る特定給食施設の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

(栃木県栄養改善法施行細則の廃止)

2 栃木県栄養改善法施行細則(平成四年栃木県規則第十五号)は、廃止する。

(栃木県栄養改善法施行細則の廃止に伴う経過措置)

1 この規則の施行前にこの規則による廃止前の栃木県栄養改善法施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(健康増進課)